

# ジェイアールバス東北本部

第13号

2020年11月4日

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡1-4-3 JR東労組仙台地方本部内6

NTT:022-297-0155 JR:031-3981~3983

発責：佐藤 秀一

編集：情宣部

申4号

「2020年度年末手当に関する」申し入れを行う!!

## 基準内賃金の 2.5ヶ月 要求!!

バス東北本部は11月2日、「2020年度年末手当に関する申し入れ」を行いました。組合員・社員の雇用と生活を守り、人材流出を防ぐためにも、コロナ禍のなか感染のリスクを抱えながら様々な環境の変化に対応しながら、会社施策に協力している組合員の声を基に、要求満額回答を強く求め、団体交渉を行っていきます。

1. 要求額 基準内賃金の2.5ヶ月
2. 契約社員 社員に準ずること
3. 回答指定日 2020年11月20日までとすること
4. 支払指定日 2020年12月4日~9日とすること

### 【年末手当に関する主な職場の声】

- ・会社の経営状況が厳しいのは理解しているが、社員は新型コロナウイルス感染のリスクを抱えながらも、公共交通機関としての役割を果たすため奮闘してきた。
- ・バス社員は基本給が低く、期末手当が生活給の一部となっている。ボーナスが減れば生活が更に厳しくなる。
- ・休業により収入が減ったところに夏季手当も例年より下がったことで、貯金を切り崩したり各種ローンの支払いに追われるなど、生活が苦しく先々も不安である。
- ・古川営業所の廃止や北東北からの転勤など、会社の現状と将来を考え、厳しい現実を受け入れ施策に協力してきた。
- ・社員に負担を強いる一方で、改善すべき点や不安要素が山積みでは到底納得できず、モチベーションも維持できない。
- ・コロナ禍こそだから社員の苦勞と期待に應えるべきであり、年末手当まで減ってしまえば退職者が更に増える。コロナ収束後を見据えて人材の流出を防がなければ、いずれまた要因不足となる。

コロナ禍においても生活を守るため  
年末手当要求実現に向け全組合員でたたかいをつくり出そう!!